

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和4年5月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

また、同条第10項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和4年5月

備前市監査委員 小野田 隼也
同 尾川 直行

目次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	1
第 7	監査の報告基準	2
第 8	監査の結果	3
1	指定管理の概要	3
2	監査の結果	3
3	指摘事項	4
(1)	法令等には違反しないが、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	4
第 9	意見	6

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年備前市監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

一般財団法人 備前市施設管理公社（備前市総合運動公園、伊部運動公園、三石運動公園、日生運動公園、浜山運動公園、日生武道場、吉永B & G海洋センター、吉永テニスコートの指定管理者）

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性等

第5 監査の主な実施内容

令和2年度の指定管理業務に関する事務が適正に行われているかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、事前に関係書類を検査し、当日関係職員から対面によるヒアリングを実施した。

なお、本監査にあたっては、有限責任監査法人トーマツとの財政援助団体等監査委託契約に基づき協力を得て行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
令和4年2月16日（水）	一般財団法人 備前市施設管理公社	備前市総合運動公園

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準（令和2年備前市監査委員訓令第2号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

（1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

（2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

（3）勧告

監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第 8 監査の結果

1 指定管理の概要

備前市総合運動公園、伊部運動公園、三石運動公園、日生運動公園、浜山運動公園、日生武道場、吉永 B & G 海洋センター、吉永テニスコート（以下「体育施設等」という。）について、市は、備前市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 256 号）等に基づき、市長又は教育委員会が指定する者に管理を行わせることができることとされている。

そこで、教育委員会社会教育課は、平成 18 年度から一般財団法人備前市施設管理公社（以下「公社」という。）を指定し、引き続き、体育施設等の管理運営業務を行わせている。

社会教育課は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの管理運営業務を行わせるにあたり、「備前市総合運動公園・備前市伊部運動公園・備前市浜山運動公園・備前市三石運動公園・備前市日生運動公園・備前市日生武道場・備前市吉永 B&G 海洋センター・備前市吉永テニスコート・備前市吉永 B&G 海洋センター艇庫の管理に関する基本協定書（令和 2 年度～令和 4 年度）」（以下「基本協定書」という。）、「備前市総合運動公園・備前市伊部運動公園・備前市浜山運動公園・備前市三石運動公園・備前市日生運動公園・備前市日生武道場・備前市吉永 B & G 海洋センター・備前市吉永テニスコート・備前市吉永 B & G 海洋センター艇庫指定管理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に詳細を定めている。

2 監査の結果

監査したところ、事務処理にあたり是正、改善すべき事項が認められたので、次ページ以降に示すものとする。

3 指摘事項

(1) 法令等には違反しないが、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 公社は、物品のうち消耗品を購入する際の手続きについて、処理経過の履歴を残すよう是正する必要があるもの

一般財団法人備前市施設管理公社文書取扱規程（平成 24 年規程第 2 号）によると、すべての事業の処理は文書によるものとされ、文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、もって事務能率の向上に努めなければならないとされている。また、一般財団法人備前市施設管理公社処務規程（平成 24 年規程第 1 号）によると、事務局長は、規定金額内の支出及び物品の取得について専決をすることができるとされている。

物品のうち消耗品の購入について確認したところ、注文書や購入起案等について、書面という形で、誰がどのように承認を行ったかが確認できなかった。

したがって、公社は、物品のうち消耗品の購入にあたっては、事前に口頭で事務局長の承認を得ているとしているが、後日においても処理経過が確認できるよう、事務を是正する必要があると認められる。

なお、公社は、体育施設等は市内に点在していることから、個々に物品購入事務が発生するため、体育施設等で事務が統一されないリスク¹と事務負担のバランスを考えた手続きを定める必要がある。

¹ 本報告書では、組織目的の達成を阻害する要因をリスクと定義している。

イ 社会教育課は、業務仕様書に定められた備品一覧を整備するよう是正する必要があるもの

業務仕様書によると、社会教育課は、体育施設等の管理運営に必要な備品（以下「貸与備品」という。）を公社に無償で貸し付け、その内訳を備品一覧に示すこととし、公社は、貸与備品について、社会教育課が定める備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく社会教育課へ報告することとされている。

貸与備品の管理状況について監査したところ、社会教育課は、備品一覧を公社へ示していなかった。このため、公社は、業務仕様書で定められている貸与備品の管理を適正に執行できない状況となっていた。なお、これは、平成 30 年度財政援助団体等監査報告書においても指摘したところである。

したがって、社会教育課は、業務仕様書に定められた備品一覧を整備していないことは適性を欠いており、是正する必要がある。

令和 3 年度財政援助団体等監査結果報告書添付意見

第 9 意見

令和 3 年度財政援助団体等監査を実施する中で、監査の結果で述べたことのほか、次の点に留意し改善することを求める。

公社及び社会教育課は、体育施設等の年間利用総人数等は把握していたが、市の施設をより活用する企画等を検討する際には、年間利用総人数等だけではなく、さまざまな数値等を把握し、日別・時間帯別等の利用率等を用いた分析を行い、施設稼働率の向上に役立てる必要がある。

また、公社に会計業務等を行う職員が 1 人しかいないことは、会計業務等の遅延等により事業の円滑な実施に支障をきたす可能性があることから、公社は、自らの人員規模等も踏まえながら業務の分担について検討する必要がある。

さらに、切手類が職員の鍵付きの机の引き出しで管理されていることは、盗難の危険性が高くなるので、現金と同様に金庫に保管する等改善する必要がある。

最後に、指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度である。市は、指定管理者と協力し、市民サービスのより一層の向上を図ることを希望する。

